

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 すこやか基金設置・運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会すこやか基金（以下「基金」という。）の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 基金は、鹿児島県内の民間社会福祉事業の推進を図ることを目的に設置する。

(基 金)

第3条 基金の原資は、寄付金（香典返し・チャリティー等）をもってこれに充てる。

2 基金は、銀行その他の金融機関へ確実・有利な方法で預け入れ管理する。

(基金による事業)

第4条 基金より生ずる収益金については、民間の社会福祉事業、社会福祉施設活動、ボランティア活動の推進等に充当する。

2 基金より生ずる収益金について、適切な使途がないとき、又はより事業効果の上がる事業を行うために収益金を基金に積み増し、翌年度以降において活用することができる。

(事業計画及び予算・決算)

第5条 基金による事業計画・事業報告は、本会の毎年度の事業計画書・事業報告書に計上する。

2 基金の状況及び基金による事業の予算・決算は、本会の毎年度の収支予算書及び収支決算書に計上する。

附 則

(経過措置)

従来積立てをしていたボランティア基金はこの基金に読み替える。

この規程は、平成10年4月1日から適用する。